

平成18年9月20日

内閣府担当官 殿

警 察 庁

「経済的支援に関する検討会における構成員からの質問への対応について」
に対する回答について

次のとおり回答します。

○ カウンセリング関係

- ・ 警察が犯罪被害者等に提供しているカウンセリングの実態はどのようになっているのか。(体制の整備状況、被害者負担額、回数制限の有無、実績等を含む。)。【警察庁】

【回答】

別紙のとおり

犯罪被害者等に対するカウンセリングの実態

	都道府県警察の体制 (人数・資格)	カウンセリング の回数制限	被害者の費用負担	平成17年度実績(カウンセリング 実施者別 被害者数・実施回数)
部	臨床心理士 75 その他 131 計 206	回数制限なし 33 10回まで 1 3回まで 1 計 35	負担なし 35 負担あり 0 計 35	被害者数 臨床心理士 1249 その他 168 計 1417 実施回数 臨床心理士 3096 その他 353 計 3449 平均回数 約2.4
内				
部	精神科医 73 精神保健福祉士 2 臨床心理士 190 その他 38 計 303	回数制限なし 15 10回まで 1 6回まで 1 5回まで 2 4回まで 1 3回まで 4 2回まで 2 1回まで 3 6時間まで 1 計 30	負担なし 12 10回まで負担なし 1 6回まで負担なし 1 5回まで負担なし 2 4回まで負担なし 1 3回まで負担なし 4 2回まで負担なし 2 1回まで負担なし 5 6時間まで負担なし 1 初回から被害者が負担 1 計 30	被害者数 精神科医 31 精神保健福祉士 5 臨床心理士 302 その他 552 計 890 実施回数 精神科医 25 精神保健福祉士 6 臨床心理士 535 その他 566 計 1132 平均回数 約1.3
外				
委				
嘱				

○ カウンセリング関係

- ・ 警察が犯罪被害者等に提供しているカウンセリングが終了した後に継続してカウンセリングが必要なケースとしてどのようなものがあるか。警察が提供するカウンセリング終了後に更にカウンセリングを継続する必要性について示すデータにはどのようなものがあるか。【警察庁】

【回答】

平成１７年度中、警察のカウンセリング実施後、症状重篤、被害者本人の希望等の理由により、４６名の被害者を精神科医等に引き継いでいる。

なお、カウンセリング終了後、更にカウンセリングを継続する必要性を示すデータについては、持ち合わせていない。

○ カウンセリング関係

地下鉄サリン事件に関する調査において、被害者のカウンセリングの必要性について調査しているか。調査している場合にはどのような結果が出ているのか。【警察庁・厚生労働省】

【回答】

過去2回の調査において、被害者のカウンセリングの必要性そのものについては、調査していないが、次のことが判明している。

《第1回》

- 被害から3年経過した調査時点でも、約半数の被害者が何らかの身体の異常を自覚している。
- 調査時点でも、PTSD（心的外傷後ストレス障害）により、行動レベル・意識レベルの影響を受けている者が多く見られた。

《第2回》

- 身体的被害の変化
 - 4割弱の者が「よくなっている」と回答しているものの、約1割の者が「悪くなっている」と回答している。
- 4割弱の者が「事件に関連した報道は見る」と回答しているものの、2割弱の者が「電車を利用する度に恐怖心を抱く」、1割の者が「事件に関連した報道には触れたくない」と回答。また、PTSDの症状に見られる再体験・関連刺激の回避・覚醒亢進等を経験している者も少なくない。

[調査結果から抜粋]

参考

第1回調査～平成10年5月実施

第2回調査～平成12年3月実施

平成18年9月21日

内閣府担当官 殿

警 察 庁

「経済的支援に関する検討会における構成員からの質問への対応について」
に対する追加回答について

次のとおり回答します。

○ 交通反則金関係

- ・ 交通反則金の年間額、国庫納入後の使途先はどのようなになっているか。特定の使途に充てる場合にはその目的及び理由はどのようなになっているか。使途実績はどうか。国庫に納入された交通反則金のうち交通安全対策に用いられているのはどの程度あるのか。【警察庁】

【回答】

1 交通反則金の年間額

平成17年度の反則金納付額は86,484,280,980円
(昨年度比+2,357,064,190円)

2 国庫納入後の使途先

国庫に納入された反則金は、道路交通法附則第16条第1項により、交通安全対策特別交付金として都道府県及び市町村に交付されることとされている。

都道府県及び市町村に交付される交付金は、同附則第17条により、交通事故の発生件数、人口集中度等の事情を考慮して交付されている。

また、交付金の使途については、同附則第16条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令第1条により、信号機、道路標識、道路標示、横断歩道橋等の交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てられることとされている。

3 特定の使途に充てる場合の目的及び理由

交通安全対策特別交付金制度は、地方財政が厳しい中、交通安全施設の整備等を安定的・計画的に推進し、もって交通事故の発生を防止することを目的とするものである。

4 使途実績

平成 17 年度の交通安全対策特別交付金額は 79,232,271 千円
(昨年度比 + 272,102 千円)

5 交通反則金のうち交通安全対策に用いられている程度

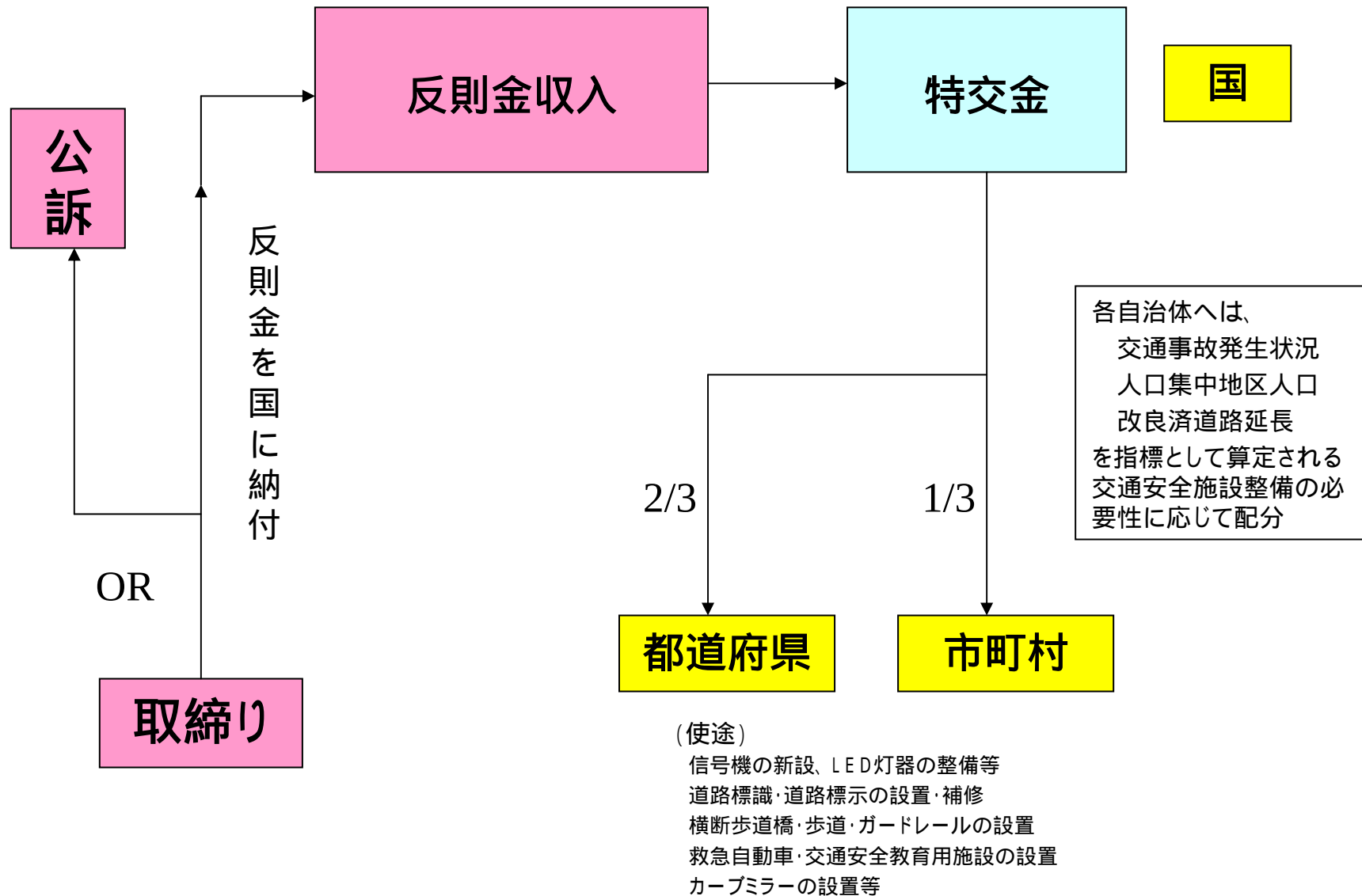
交通安全対策特別交付金の額は、道路交通法附則第 16 条第 2 項により、反則金収入相当額から通告書送付費支出相当額を控除した額とされており、交付金の使途は、上記 2 のとおり、同附則第 16 条第 1 項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令第 1 条により、信号機、道路標識、道路標示、横断歩道橋等の交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てられることとされている。

6 放置違反金制度について

本年 6 月 1 日から新たな駐車対策法制が施行され、公安委員会は、放置駐車違反が確認された車両について、運転者が反則金を納付しない場合などには、その車両の使用者に対して、放置違反金（反則金と同額）の納付を命ずることができることとされ、放置違反金の納付命令を受けた者が、納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないこととされた（この場合において、公安委員会は延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。）。

なお、納付され、又は徴収された放置違反金並びに延滞金及び督促に要した手数料は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とすることとされ（道路交通法第 51 条の 4 第 15 項）、その使途については特定されていない。

交通反則金収入の流れ(交通安全対策特別交付金制度)



新たな駐車対策法制の概要

違反車両の確認・標章取付け

民間法人に
委託可能に
→ 47都道府県、270
警察署で委託開始
→ 約1,600人の民間
駐車監視員が活動

運転者出頭

従来、運転者
の特定が困難
なため逃げ得
が発生

反則告知等

反則金の納付は任意

反則金収入

国庫

交通安全対策 特別交付金

2 / 3

1 / 3

都道府県

市町村

使途は、信号機、ガードレールの設置等

運転者不出頭

新制度

(弁明の機会の付与)

車両の使用者に 放置違反金納付命令 (反則金と同額)

(不納付の場合)

- 車検拒否
- 強制徴収

放置違反金の
納付を確実に
担保

放置違反金収入

都道府県

使途の特定なし